

# 「平成31年度大竹市奨学金返還免除制度」について

大竹市では、平成24年4月より、大竹市への定住を促進するため、市内に一定期間居住することを要件とした、奨学金の返還免除制度を導入しています。

申請期間：平成31年4月1日（月）～平成31年5月7日（火）  
（土曜日、日曜日、祝日を除く 8：30～17：15）

対象者：返還中の方で、奨学金の返還金及び市税に滞納のない方  
（平成30年度大竹市奨学金返還免除決定された方も、再度申請が必要です）

免除要件：返還義務が生じる年度の当初から償還期限までの期間に、大竹市に継続して2年以上居住（実際に生活）し、引き続き居住し続けた場合

※居住要件の2年間は、各年度の4月1日が基準となります。

居住しはじめた日の確認は住民票で行うため、住民票に記載の転入日が4月2日以降の場合は免除の開始が1年遅れます。

## ●返還免除対象一覧

返還の状況	返還開始時期	平成31年度申請（○可，×不可）	パターン
現在、奨学金を返済中の方	平成28年以前	○(平成29年4月1日以前から居住)	—
	平成29年から	○(平成29年4月1日以前から居住)	①
	平成30年から	×(平成32年度に返還するものから対象)	②
平成31年3月に高校・大学等を卒業し（修学を終え）返還を始める方	平成31年から	×(平成33年度に返還するものから対象)	③
現在、大竹市以外に住んでいる方で大竹市に転入予定の方		転入後2年を経過した年の翌年度に返還するものから対象	④

## 返還パターン表

パターン	年月日 対象者	H29.4.1	H29.10.1	H30.4.1	H30.10.1	H31.4.1	H31.10.1	H32.4.1	H32.10.1	H33.4.1
		①	H29 返還開始	据え置き		返還				免除
		大竹市内居住								
②	H30 返還開始			据え置き		返還			免除	
		大竹市内居住								
③	H31 返還開始					据え置き		返還		免除
		大竹市内居住								

## 転入・転出の場合

パターン	年月日 対象者	H29.4.1	H29.10.1	H30.4.1	H30.10.1	H31.4.1	H31.10.1	H32.4.1	H32.10.1	H33.4.1
		④	年度途中に 市内転入			返還				免除
		市内転入 ← 2年 → 大竹市内居住								
⑤	免除途中に 市外転出	据え置き		返還		免除			転出の翌月から返還	
		大竹市内居住 → 市外転出								

※申請方法等は裏面を参照してください。

## 申請方法

- 申請場所：免除を希望する本人が必要書類を総務学事課に提出してください。  
(代理・郵送不可)
  
- 提出書類：次の4点が必要となります。
  - 1 奨学金返還免除願（総務学事課または市ホームページで取得してください。）  
※奨学金返還免除願には保証人の方に記入・押印していただく箇所があります。
  - 2 該当者の住民票  
市民税務課または各支所で交付請求をしてください。
  - 3 該当者の「平成30年分（平成30年1月～12月）源泉徴収票」又は  
「平成30年分の確定申告書又は市県民税の申告書の写し」  
※住所または居所が大竹市であることが要件です。  
※「所得課税証明書」では受け付けできません。  
※所得がない方は、平成30年分所得がない申告の写しを提出してください。
  - 4 市税等の「滞納がない証明書」  
6歳未満及び就学者でアルバイト等の収入がない者を除く世帯員（生計を同一にする）全員分を提出してください。  
市民税務課または各支所で交付請求をしてください。

免除期間：平成31年4月～平成32年3月（ただし、引き続き市内に居住している期間）

## このような場合はどうなるの？

- Q1 今年大学を卒業して、4月から大竹市に住んで働く予定です。いつから免除の対象になりますか？  
A 居住要件は、今年（平成31年）の4月1日から2年間です。したがって、平成33年3月31日まで大竹市に住み続け、その後引き続き大竹市に住んでいる期間が対象となります。（パターン③）
- Q2 今、大学3年生です。卒業したら大竹市に戻る予定です。いつから免除の対象になりますか？  
A 平成32年3月に卒業した場合、返還開始は平成32年10月からとなります。居住要件は、平成32年の4月1日から2年間となりますので、平成34年3月31日まで大竹市に住み続け、その後引き続き大竹市に住んでいる期間が対象となります。（パターン③を1年スライドさせる）
- Q3 平成29年12月から大竹市に住んでいます。いつから免除されますか？  
A 転入した年度の翌年度（平成30年）の4月1日から2年間が要件となりますので、平成32年4月1日から免除の対象となります。（パターン④）
- Q4 去年（平成30年度）返還免除となりましたが、今年も申請が必要ですか？  
A 免除は1年間です。毎年申請が必要です。

お問い合わせ 大竹市教育委員会総務学事課教育指導係

TEL 0827-59-2185